

2023年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画の策定について

一般社団法人海外環境協力センター

一般社団法人海外環境協力センター（OECC）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備を目指し、次の通り行動計画を策定する。

一般社団法人海外環境協力センター 行動計画

1. 計画期間：2023年4月1日～2026年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1

子育て世代の職員が、育児介護休業法における「育児休業」または「子の看護休暇」、「所定外労働の免除」、「時短勤務制度」を活用しやすい環境をつくるため、行政パンフレット等を活用し、全職員へ制度周知を図る。

<取組内容・計画>

- 2023年4月 ～ 育児休業等制度等子育て支援に関連する社内制度等の整理、説明資料の作成
- 2023年6月 ～ 説明資料の配布及び社員向け説明

目標2

全職員が仕事と家庭の両立しやすい環境を意識した子育て及び介護支援制度・仕組みの見直し・導入・運用を行う。

<取組内容・計画>

- 2023年4月 ～ 職員の子育て支援に係るニーズ・制度に関するアンケート実施、検討開始
- 2023年5月 ～ 子育て支援に係る社内補助制度の構築及び説明資料の作成。

- 2023年7月 ～ 子育て支援制度に関する説明資料の配布、職員を対象とした説明会及び社内イントラネット等による周知
- 2023年9月 ～ 介護支援制度の具体的ニーズ等に関するアンケートを全職員に対し実施
- 2024年10月 ～ アンケート結果を基に、介護支援制度の見直し検討
- 2024年11月 ～ 介護支援制度の見直し・制度構築
- 2025年7月 ～ 全職員に対して介護支援制度の説明会を開催し、周知を行う。

目標3

職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、2025年1月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

* OECCでは1月1日から12月31日までを休暇年度として毎年1月1日に一斉付与。

<取組内容・計画>

- 2023年4月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握
計画的な取得を促すために、各部門へ説明を実施
- 2023年10月 ～ 取得状況を確認の上、各部門へ年次有給休暇の取得計画に関する説明を実施
- 2024年1月 ～ 有給休暇取得状況のとりまとめ等による取得促進のための取組の開始(四半期ごとに社内イントラネットで周知)

以上